

最低賃金の減額の特例許可申請について

～ 「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」（最賃法第7条第1号） ～

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」の最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。

1 労働者の方の障害は、業務遂行に、直接、著しい支障を与えていますか？

単に障害があるだけでは、許可の対象とはなりません。その障害が業務の遂行に、直接、支障を与えていることが明白である必要があります。

また、支障があったとしても、その支障の程度が著しい場合でなければ、許可の対象とはなりません。

- ※ 支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能率の程度が、比較対象労働者（裏面1参照）の労働能率の程度にも達しない場合をいいます。
- ※ 許可を受けていても、許可された業務以外の業務に従事する場合には、一般の労働者と同じ最低賃金額が適用されます。

2 障害について、客観的な資料がありますか？

労働者の方が身体障害者手帳などをお持ちの場合は、御本人、御家族などの了解を得た上で、これらに基づいて申請書の「精神又は身体の障害の程度」欄に記入し、身体障害者手帳などの写しを申請書に添付してください。身体障害者手帳などがない場合であっても、障害が原因となって業務の遂行に直接著しい支障を与えることが明白だと思われるときは、所轄の労働基準監督署に御相談ください。

3 減額率は、労働能率の程度に応じ、職務内容などを勘案したものとなっていますか？

減額率は、比較対象労働者（裏面1参照）に対する労働能率の程度に応じた率を上限として、減額対象労働者の職務内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して定めることとなります。

厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

1 比較対象労働者の選定

比較対象労働者（減額対象労働者と労働能率の程度を比較する労働者）は、同じ事業場で働く他の労働者のうち、減額対象労働者と同一または類似の業務に従事していて、かつ、最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われている方の中から、最低位の能力を有する方を選定してください。

※ 地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の双方について減額の特例許可を申請する場合は、比較対象労働者は、特定（産業別）最低賃金の適用を受ける労働者の中から選定してください。

2 減額できる率の上限となる数値の算出

減額対象労働者と比較対象労働者の労働能率を数量的に把握して比較し、減額できる率の上限となる数値を算出します。

（減額できる率の上限となる数値の算出例）

比較対象労働者の労働能率を100分の100とした場合、減額対象労働者の労働能率が100分の70であるときは、減額できる率の上限は、30%となります。（ $100-70=30$ ）

※ 少数点以下が生じた場合は、小数点第2位以下を切り捨ててください。

申請の際には、減額対象労働者と比較対象労働者の作業実績に関する資料を提出してください。

3 減額率の設定

上記2の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

※ 総合的に勘案した結果であっても、上記2の数値を上回った減額率を定めることはできません。
上記2の例で、30%を上回る数値、例えば35%とすることはできません。

4 支払おうとする賃金の額の設定

上記3の減額率に対応した額以上で、支払おうとする賃金の額を定めて、「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ 支払おうとする賃金には、臨時に支払われる賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外休日労働手当、深夜手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金は算入できないことに御注意ください。

※ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い額の最低賃金に対して、支払おうとする賃金の額を定めてください。

（東京都各種商品小売業最低賃金（779円）の場合の例）

減額できる率の上限（上記2）は30%でしたが、職務の成果などを勘案して、減額率を20%と定めることにしました（上記3）。

この場合、

- ・減額する額は、155円となり、
- ・支払おうとする賃金の額は、 $779円-155円=624円$

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ $779円 \times 0.2 = 155.8円$ ですが、1円未満の端数の四捨五入や切上げによって156円として減額をしてしまうと、減額率は20%を超えてしまいますので、1円未満の端数を切捨てにする必要があります。

様式第1号（第4条関係）

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書						
事業の種類		事業場の名称			事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名	性別	生年月日		減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名
精神又は身体の障害の態様						最低賃金額 円
従事させようとする業務の種類						金額 円以上
労働の態様					支払おうとする賃金	減額率 %
減額の特例許可を必要とする理由等						理由
平成 年 月 日						
都道府県労働局長 殿			使用者 職		氏名 印	

- 注意
- 「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体の障害の程度を記入すること。
 - 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
 - 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
 - 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
 - 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。
 - 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

④「減額の特例許可を受けようとする労働者」

許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入してください。労働者になる前（採用前）に申請することはできませんので御注意ください。

⑤「精神又は身体の障害の態様」

「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」「身体障害者手帳」等の公的機関が発行した資料に基づいて精神又は身体の障害の態様及び程度を記入してください。それらの資料がない場合には、所轄の労働基準監督署に御相談ください。

⑥「従事させようとする業務の種類」

減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入してください。

⑦「労働の態様」

始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください（欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。）。

⑧「減額の特例許可を必要とする理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入してください。

①「事業の種類」

日本標準産業分類の小分類により記入してください。

②「事業場の名称」

法人名又は個人企業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。

③「事業場の所在地」

都道府県名から記入してください。

様式第1号（第4条関係）

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書						
① 事業の種類		② 事業場の名称			③ 事業場の所在地	
各種商品小売業		株式会社スーパー霞ヶ関 〇〇店			東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇	
④ 減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名	性別	生年月日	⑨ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	東京都最低賃金 東京都各種商品小売業最低賃金
	江東 一郎	男	昭和63年10月1日		最低賃金額	739 円 779 円
⑤ 精神又は身体の障害の態様	身体障害2級、下肢の障害			支払おうとする賃金	⑩ 金額	624 円以上
⑥ 従事させようとする業務の種類	販売商品の検品、点検、補充、梱卸し等の業務				⑪ 減額率	20 %
⑦ 労働の態様	始業時刻午前8時、終業時刻午後5時 休憩12時から1時間 作業の詳細は別紙1のとおり。				⑫ 理由	同種労働に従事している健常労働者の労働能率等と比較し、職務の成果等を勘案して別紙2のとおり減額率及び金額を定めた。
⑧ 減額の特例許可を必要とする理由等	身体の障害により、同種労働に従事している健常労働者の労働能率に比較して著しく労働能力が低いため。					
平成 20 年 8 月 1 日						
⑬ 東京 労働局長 殿			⑭ 使用者 職 代表取締役社長		氏名 千代田 太郎 印	

⑬「都道府県労働局長」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出してください。

※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣元事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出してください。

⑭「使用者」

法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請してください。記名押印または署名してください。

⑨「減額の特例を受けようとする最低賃金」

許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入してください。したがって、地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を記入してください。

⑩「金額」

前ページの4を参考にして定めた支払おうとする賃金を記入してください。

精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を算入しないでください。

⑪「減額率」

前ページの3を参考にして定めた減額率を記入してください。

小数点以下が生じた場合には、小数点第2位以下を切捨てにしてください。

⑫「理由」

法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入してください（欄が足りない場合には、別紙に記入して添付してください。）。

最低賃金の減額の特例許可申請について

～ 「試の使用期間中の者」（最低賃金法第7条第2号） ～

「試の使用期間中の者」の最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。

1 減額の特例許可の対象となる「試の使用期間」について

「試の使用期間」とは、当該期間中又は当該期間の後に本採用をするか否かの判断を行うための試験的な使用期間で、労働協約、就業規則又は労働契約において定められているものことですが、減額の特例許可の対象となるのは、次のように「試の使用期間」中に減額対象労働者の賃金を最低賃金額未満とすることに合理性がある場合に限られます。

- ① 申請のあった業種又は職種の本採用労働者の賃金水準が最低賃金額と同程度であること。
- ② 申請のあった業種又は職種の本採用労働者に比較して、試の使用期間中の労働者の賃金を著しく低額に定める慣行が存在すること。

2 減額の特例許可を受けようとする期間は、必要な期間となっていますか？

「業種・職種等の実情に照らし必要と認められる期間」ですから、必要最小限度の期間としてください。この期間は、最長でも6箇月としてください。

3 減額率は、20%を上限とし、職務の内容等を勘案して算出していますか？

減額率は、法令に基づく上限（裏面1参照）の範囲内で、職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を勘案して定めることとなります。

厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

1 減額できる率の上限となる数値

減額できる率の上限となる数値は20%です。（最低賃金法施行規則第5条の表）

2 減額率の設定

上記1の数値（20%）を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

3 支払おうとする賃金の額の設定

上記2の減額率に対応した額で、支払おうとする賃金の額を定めて、「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ 支払おうとする賃金には、臨時に支払われる賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外休日労働手当、深夜手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金は算入できないことに御注意ください。

※ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い額の最低賃金に対して、支払おうとする賃金の額を定めてください。

（東京都最低賃金（739円）の場合の例）

減額できる率は、職務の成果などを勘案して、15%と定めることにしました（上記2）。

この場合、

- ・減額する額は、110円となり、
- ・支払おうとする賃金の額は、739円-110円=629円

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ $739 \text{円} \times 0.15 = 110.85 \text{円}$ ですが、1円未満の端数の四捨五入や切上げによって111円として減額をしてしまうと、減額率は15%を超えてしまいますので、1円未満の端数を切捨てにする必要があります。

「試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

⑤「減額の特例許可を受けようとする労働者」

許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入してください。

包括申請の場合には、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付してください。

なお、労働者になる前（採用前）に申請することは出来ませんので御注意ください。

⑥「減額の特例許可を受けようとする試の使用期間」

必要最小限度の期間とし、最長でも6箇月としてください。

⑦「従事させようとする業務の種類」

減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入してください。

⑧「労働の態様」

始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください（欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。）。)

⑨「減額の特例許可を必要とする理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入してください。

①（ ）内には、個別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に複数の労働者について申請する場合は「包括」と記入してください。

②「事業の種類」

日本標準産業分類小分類により記入してください。

③「事業場の名称」

法人名又は個人企業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。

④「事業場の所在地」

都道府県名から記入してください。

様式第2号（第4条関係）

試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例許可申請書（ ① 個人 ）					
② 事業の種類		③ 事業場の名称		④ 事業場の所在地	
その他の木製品製造業		株式会社霞ヶ関割箸		東京都青梅市〇〇町〇-〇-〇	
⑤ 減額の特例許可を受けようとする労働者	青梅 誠 男 昭和60年11月22日生		⑩ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	東京都最低賃金
⑥ 減額の特例許可を受けようとする試の使用期間	平成20年8月1日～平成20年10月31日 3箇月間（別添「就業規則（写し）」参照。）			最低賃金額	739 円
⑦ 従事させようとする業務の種類	間伐材による割り箸製造の業務		支払おうとする賃金	⑪ 金額	629 円以上
⑧ 労働の態様	始業時刻午前8時、終業時刻午後5時 休憩12時から1時間 作業の詳細は別紙1のとおり。			⑫ 減額率	15%
⑨ 減額の特例許可を必要とする理由等	東京都内における当社と同業種の会社の本採用労働者の賃金水準は最低賃金額と同程度であり、かつ、試の使用期間である対象労働者の賃金を著しく低額に定める慣行があること。			⑬ 理由	減額率の上限である20%に、減額対象労働者の職務の成果等を勘案して別紙2のとおり減額率及び金額を定めた。
平成 20 年 8 月 1 日					
⑭ 東京 労働局長 殿			⑮ 使用者 氏名	代表取締役社長 千代田 太郎	印

⑭「都道府県労働局長」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出してください。

※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出してください。

⑮「使用者」

法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請してください。記名押印または署名してください。

⑩「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」

許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入してください。したがって、地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を記入してください。

⑪「金額」

前ページの3を参考にして定めた支払おうとする賃金を記入してください。

精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を算入しないでください。

⑫「減額率」

前ページの2を参考にして定めた減額率を記入してください。

小数点以下が生じた場合には、小数点第2位以下を切捨てにしてください。

⑬「理由」

法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入してください（欄が足りない場合には、別紙に記入して添付してください。）。

最低賃金の減額の特例許可申請について

～「基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者」（最低賃金法第7条第3号）～

「基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者」（以下「認定職業訓練を受ける者」といいます。）の最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。

1 減額の特例許可の対象となる「認定職業訓練を受ける者」について

最低賃金の減額の特例許可の対象となる「認定職業訓練を受ける者」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める

- ① 普通課程の普通職業訓練
- ② 短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る）の普通職業訓練
- ③ 専門課程の高度職業訓練

を受ける者で、職業を転換するために職業訓練を受けるもの以外の者のことです。

2 訓練期間を通じて1日の生産活動に従事する時間は3分の2程度未満ですか？

職業訓練であっても、訓練期間を通じて1日の生産活動に従事する時間（所定労働時間から認定を受けて行われる職業訓練の時間（使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除く。）を除いた時間）が、所定労働時間の3分の2程度以上である訓練年度、また、訓練期間が2年又は3年であるものの最終年度については許可の対象とはなりません。

3 減額率は、法令に基づく上限の範囲内で、職務内容などを勘案したものとなっていますか？

減額率は、法令に基づく上限（裏面2参照）の範囲内で、職務の内容、職務の成果、労働能力、経歴等を勘案して定めることとなります。

厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

1 1日平均の所定労働時間数、1日平均の職業訓練時間数の算出

① 1日平均の所定労働時間数（A）の算出

職業訓練期間中の所定労働日ごとの所定労働時間数が同一である場合には、1日の所定労働時間数とする。

職業訓練期間中の所定労働日ごとの所定労働時間数が異なる場合には、訓練期間中の総所定労働時間数を算出し、それを職業訓練期間中の所定労働日数で除して算出する。

② 1日平均の職業訓練時間数（B）の算出

職業訓練期間中の総職業訓練時間数を算出した後、使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間数を減じたものを、職業訓練期間中の所定労働日数で除して算出する。

※ 所定労働時間数には、休憩時間数は含みません。

2 減額できる率の上限となる数値の算出

上記1のBをAで除して得た率を、減額できる率の上限とします。

（減額できる率の上限となる数値の算出例）

1日平均の所定労働時間数が7時間、1日平均の職業訓練時間数が3時間とした場合、

$3\text{時間} \div 7\text{時間} \times 100 = 42.85\% \div 42.8\%$

したがって、減額できる率の上限は、42.8%となります。

※ 小数点以下が生じた場合は、小数点第2位以下は切り捨ててください。

3 減額率の設定

上記2の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを総合的に勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

※ 総合的に勘案した結果であっても、上記2の数値を上回った減額率を定めることはできません。

上記2の例で、42.8%を上回る数値、例えば45%とすることはできません。

4 支払おうとする賃金の額の設定

上記3の減額率に対応した額で、支払おうとする賃金の額を定めて、「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い最低賃金に対して、支払おうとする賃金の額を定めてください。

（東京都の地域別最低賃金（739円）の場合の例）

減額できる率の上限（上記2）は42.8%でしたが、職務の成果などを勘案して、減額率を35.0%と定めることとしました（上記3）。

この場合、

・減額する額は、258円となり、

・支払おうとする賃金の額は、739円－258円＝481円

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ $739\text{円} \times 0.35 = 258.65\text{円}$ ですが、1円未満の端数の四捨五入や切上げによって259円として減額をしてしまうと、減額率は35%を超えてしまいますので、1円未満の端数を切捨てにする必要があります。

様式第3号(第4条関係)

基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書()							
事業の種類		事業場の名称			事業場の所在地		
減額の特例許可を受けようとする労働者					減額の特例許可を必要とする理由等		
減額の特例許可を受けようとする訓練期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
受けさせようとする職業訓練	訓練科	訓練期間	訓練生の概数	認定年月日	減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	
	訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地		人			最低賃金額	円
職業訓練時間数と所定労働時間数	1日当たりの職業訓練時間数	時間 分				金額	円以上
	1日当たりの所定労働時間数	時間 分					
従事させようとする業務の種類					支払おうとする賃金	減額率	%
労働の態様						理由	
平成 年 月 日							
労働局長 殿			使用者		職 氏 名		印

注意

- 表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
- 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者すべての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。
- 「訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地」欄は、職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けて、その構成員である事業主に雇用される者に対して職業訓練を行う団体の場合のみ記入すること。
- 「職業訓練時間数と所定労働時間数」欄の「1日当たりの職業訓練時間数」欄には、職業訓練時間のうち、使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除いた1日当たりの平均時間数を記入すること。
- 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
- 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入すること(地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。)
- 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

「基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

⑤「減額の特例許可を受けようとする労働者」

許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入してください。

包括申請の場合には、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付してください。

なお、労働者になる前（採用前）に申請することはできませんので御注意ください。

⑥「減額の特例許可を受けようとする訓練期間」

許可の対象となる認定訓練の期間を記入してください。

なお、訓練期間が2年又は3年であるものの最終年度は許可の対象とならないので除外してください。

⑦「訓練生の概数」

訓練団体が認定訓練を実施する場合は、その訓練生の概数を記入してください。

⑧「職業訓練時間数と所定労働時間数」

前ページの1を参考に記入してください

⑨「従事させようとする業務の種類」

減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入してください。

①（ ）内には、個別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に複数の労働者について申請する場合は「包括」と記入してください。

②「事業の種類」

日本標準産業分類小分類により記入してください。

③「事業場の名称」

法人名又は個人企業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。

④「事業場の所在地」

都道府県名から記入してください。

様式第3号(第4条関係)

基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書(① 個人)				
② 事業の種類		③ 事業場の名称		④ 事業場の所在地
美容業		株式会社港美容室		東京都港区〇〇町1-1-1
⑤減額の特例許可を受けようとする労働者	労働 花子 女 昭和58年10月1日生まれ			⑪減額の特例許可を必要とする理由等 職業能力開発法に基づく普通職業訓練(普通課程)を受けており、1日7時間の所定労働時間に対して職業訓練時間が1日2時間(2年間で1,000時間以上)あるため。
⑥減額の特例許可を受けようとする訓練期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日			
受けさせようとする職業訓練	訓練科	訓練期間	⑦訓練生の概数	⑫減額の特例許可を受けようとする最低賃金
	美容科	2年	23人 平成20年3月31日	
	訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地		職業訓練法人〇〇職業訓練協会 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	件名 東京都最低賃金
⑧職業訓練時間数と所定労働時間数	1日当たりの職業訓練時間数	3時間 0分		⑬金額 481円以上
	1日当たりの所定労働時間数	7時間 0分		
⑨従事させようとする業務の種類	美容師の補助業務			⑭減額率 35%
⑩労働の態様	始業時刻午前9時、終業時刻午後5時 休憩12時から1時間 作業の詳細は別紙1のとおり。			⑮理由 職業訓練時間数の割合や職務の成果等を勘案して別紙2のとおり減額率及び金額を定めた。
平成 21 年 3 月 20 日				
⑯ 東京 労働局長 殿			⑰ 使用者 氏 名	代表取締役社長 千代田 太郎 印

⑩「労働の態様」

始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください(欄が足りない場合は、別紙に記入してください。)

⑯「都道府県労働局長」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出してください。

※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出してください。

⑰「使用者」

法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請してください。記名押印または署名してください。

⑪「減額の特例許可を必要とする理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入してください。

⑫「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」

許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入してください。したがって、地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を記入してください。

⑬「金額」

前ページの4を参考にして定めた支払おうとする賃金を記入してください。

精皆手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を算入しないでください。

⑭「減額率」

前ページの3を参考にして定めた減額率を記入してください。

小数点以下が生じた場合には、小数点第2位以下を切捨てにしてください。

⑮「理由」

法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入してください(欄が足りない場合には、別紙に記入してください。)

最低賃金の減額の特例許可申請について

～ 「軽易な業務に従事する者」（最低賃金法第7条第4号） ～

「軽易な業務に従事する者」の最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。

1 減額の特例許可の対象となる「軽易な業務」について

最低賃金の減額の特例許可の対象となる「軽易な業務」とは、業務の進行や能率についてほとんど規制を受けない物の片付け、清掃等の所属事業場本来の業務には属さず、当該事業場に同種の労働者がほとんどいない例外的なものであり、当該労働者の従事する業務が、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な業務のことです。

2 「常態として身体又は精神の緊張の少ない監視の業務」について

常態として身体又は精神の緊張の少ない監視の業務に従事する者は、軽易な業務に従事する者に該当します。ただし、その業務が所属事業場の本来業務であったり、業務の進行や能率について規制を受けたり、精神的緊張が少なくない場合は、その業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な業務とは言えず、許可の対象とはなりませんので、御注意ください。

※ 許可を受けていても、許可された業務以外の業務に従事する場合には、一般の労働者と同じ最低賃金額が適用されます。

3 減額率は、業務の負担の程度に応じ、職務の内容などを勘案したものとなっていますか？

減額率は、比較対象労働者（裏面1参照）に対する業務の負担の程度に応じた率を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して定めることとなります。

厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

1 比較対象労働者の選定

比較対象労働者（減額対象労働者と業務の負担の程度を比較する労働者）は、同じ事業場で働く他の労働者のうち、減額対象労働者と異なる業務に従事していて、かつ、最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われている方の中から、業務の負担の程度が最も軽易な方を選定してください。

2 減額できる率の上限となる数値の算出

減額対象労働者と比較対象労働者の業務の負担の程度を数量的に把握して比較し、減額できる率の上限となる数値を算出します。

（減額できる率の上限となる数値の算出例）

比較対象労働者の業務の負担の程度を 100 分の 100 とした場合、減額対象労働者の業務の負担の程度が 100 分の 80 であるときは、減額できる率の上限は、20%となります。（ $100-80=20$ ）

※ 小数点以下が生じた場合は、小数点第2位以下を切り捨ててください。

3 減額率の設定

上記2の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

※ 総合的に勘案した結果であっても、上記2の数値を上回った減額率を定めることはできません。
上記2の例で、20%を上回る数値、例えば30%とすることはできません。

4 支払おうとする賃金の額の設定

上記3の減額率に対応した額で、支払おうとする賃金の額を定めて、「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ 支払おうとする賃金には、臨時に支払われる賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外休日労働手当、深夜手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金は算入できないことに御注意ください。

※ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い額の最低賃金に対して、支払おうとする賃金の額を定めてください。

（東京都の地域別最低賃金（739円）の場合の例）

減額できる率の上限（上記2）は20%でしたが、職務の成果などを勘案して、減額率を15%と定めることにしました（上記3）。

この場合、

- ・減額する額は、110円となり、
- ・支払おうとする賃金の額は、 $739円-110円=629円$

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ $739円 \times 0.15 = 110.85円$ ですが、1円未満の端数の四捨五入や切上げによって111円として減額をしてしまうと、減額率は15%を超えてしまいますので、1円未満の端数を切捨てにすることがあります。

様式第4号(第4条関係)

軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書()					
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者		減額の特例許可を受けようとする最低賃金		件名	
従事させようとする業務の種類				最低賃金額	円
労働の態様		支払おうとする賃金		金額	円以上
減額の特例許可を必要とする理由等				減額率	%
				理由	
平成 年 月 日					
労働局長 殿		使用者		印	
		氏名			

- 注意
- 1 表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
 - 2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者すべての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。
 - 3 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
 - 4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
 - 5 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
 - 6 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入すること(地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること)。
 - 7 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。
 - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

「軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

⑤「減額の特例許可を受けようとする労働者」

許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入してください。

包括申請の場合には、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付してください。

なお、労働者になる前（採用前）に申請することは出来ませんので御注意ください。

⑥「従事させようとする業務の種類」

減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入してください。

⑦「労働の態様」

始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください（欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。）。

⑧「減額の特例許可を必要とする理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入してください。

①（ ）内には、個別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に複数の労働者について申請する場合は「包括」と記入してください。

②「事業の種類」

日本標準産業分類の小分類により記入してください。

③「事業場の名称」

法人名又は個人企業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。

④「事業場の所在地」

都道府県名から記入してください。

様式第4号(第4条関係)

軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書(① 個人)					
② 事業の種類	③ 事業場の名称		④ 事業場の所在地		
家具製造業	株式会社千代田家具		東京都千代田区霞が関〇-〇-〇		
⑤ 減額の特例許可を受けようとする労働者	千代田 太郎 男 昭和10年8月10日生まれ		⑨ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	東京都最低賃金
⑥ 従事させようとする業務の種類	簡単な用具を用いて行う工場内の清掃又は片付け等の業務			最低賃金額	739 円
⑦ 労働の態様	始業時刻午前8時、終業時刻午後5時 休憩12時から1時間 作業の詳細は別紙1のとおり。		支払おうとする賃金	⑩ 金額	629 円以上
⑧ 減額の特例許可を必要とする理由等	最低賃金額と同程度の賃金が支払われている者のうち業務の負担の程度が最も軽易な者と比べても、減額対象労働者が従事する業務内容はかなり軽易であるため。			⑪ 減額率	15 %
				⑫ 理由	他の労働者と業務の負担の程度を比較し、職務の成果等を勘案して別紙2のとおり減額率及び金額を定めた。
平成 20 年 8 月 1 日					
⑬ 東京 都道府県労働局長 殿		⑭ 使用者 氏 名	代表取締役社長	千代田 太郎	印

⑬「都道府県労働局長」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に**2部**提出してください。

※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に**2部**提出してください。

⑭「使用者」

法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請してください。記名押印または署名してください。

⑨「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」

許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入してください。したがって、地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を記入してください。

⑩「金額」

前ページの4を参考にして定めた支払おうとする賃金を記入してください。

精皆手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を算入しないでください。

⑪「減額率」

前ページの3を参考にして定めた減額率を記入してください。

小数点以下が生じた場合には、小数点第2位以下を切捨てにしてください。

⑫「理由」

法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入してください（欄が足りない場合には、別紙に記入して添付してください。）。

最低賃金の減額の特例許可申請について

～ 「断続的労働に従事する者」（最低賃金法第7条第4号） ～

「断続的労働に従事する者」の最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。

1 減額の特例許可の対象となる「断続的労働」について

最低賃金の減額の特例許可の対象となる断続的労働とは、常態として作業が間欠的に行われるもので、作業時間が長く継続することなく中断し、しばらくして再び同じような態様の作業が行われ、また中断する、というように繰り返されるもののことで、実作業時間と手待ち時間とが繰り返されて一体として成り立っている労働形態です。

※ 労働時間中の実作業時間と手待ち時間が交互に繰り返さない場合や、本来継続的に作業するものであるにもかかわらず、労働の途中に休憩時間を何回も入れるなど人為的に断続的な労働形態を採用した場合は、許可の対象とはなりません。

2 常態として作業は間欠的となっていますか？

「常態として作業が間欠的である」とは、労働時間中の実作業時間と手待ち時間が交互に繰り返されることが、例えば1箇月のうち数回程度などではなく、常態となっていることを指します。

3 手待ち時間が多く、実作業時間は少ないですか？

手待ち時間が、実作業時間を上回る労働者のみ、許可の対象となります。

4 減額率は、法令に基づく上限の範囲内で、職務内容などを勘案したものとなっていますか？

減額率は、法令に基づく上限（裏面2参照）の範囲内で、職務内容、職務の成果、労働能力、経験等を勘案して定めることとなります。

厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

1 所定労働時間数、実作業時間数および手待ち時間数の特定

- ① 始業・終業時刻や休憩時間数から、所定労働時間数（A）を特定する。
- ② 所定労働時間数のうち実作業時間数（B）と手待ち時間数（C）を特定する。

※ 所定労働時間数（A）＝実作業時間数（B）＋手待ち時間数（C）

※ A、B、Cは、いずれも、1日当たりの時間数としてください。ただし、日によって実作業時間数と手待ち時間数が異なる場合には、減額対象労働者の労働実態が適切に踏まえられた一定期間（例；1週、1箇月等）をもとに平均実作業時間、平均手待ち時間を算定してください。

※ 所定労働時間数には、休憩時間数は含みません。

2 減額できる率の上限となる数値の算出

上記1のCに100分の40を乗じて得た時間数をAで除して得た率を、減額できる率の上限とします。

（減額できる率の上限となる数値の算出例）

Aを16時間、Bを7時間15分（7.25時間）とした場合、
 $(16\text{時間}-7.25\text{時間})\times 40\div 100\div 16\text{時間}\times 100=21.87\%\div 21.8\%$
したがって、減額できる率の上限は、21.8%となります。

※ 小数点以下が生じた場合は、小数点第2位以下を切り捨ててください。

3 減額率の設定

上記2の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを総合的に勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

※ 総合的に勘案した結果であっても、上記2の数値を上回った減額率を定めることはできません。
上記2の例で、21.8%を上回る数値、例えば25%とすることはできません。

4 支払おうとする賃金の額の設定

上記3の減額率に対応した額以上で、支払おうとする賃金の額を定めて、「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ 支払おうとする賃金には、臨時に支払われる賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外休日労働手当、深夜手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金は算入できないことに御注意ください。

※ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い額の最低賃金に対して、支払おうとする賃金の額を定めてください。

（東京都の地域別最低賃金（739円）の場合の例）

減額できる率の上限（上記2）は21.8%でしたが、職務の成果などを勘案して、減額率を15.0%と定めることにしました（上記3）。

この場合、

- ・減額する額は、110円となり、
- ・支払おうとする賃金の額は、739円－110円＝629円

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ 739円×0.15＝110.85円ですが、1円未満の端数の四捨五入や切上げによって111円として減額をしようと、減額率は15%を超えてしまいますので、1円未満の端数を切捨てにすることがあります。

様式第5号(第4条関係)

断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書()					
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者			減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	
従事させようとする業務の種類				最低賃金額	
労働の態様			支払おうとする賃金	円	
実作業時間数と手待ち時間数	実作業時間数	時間		分	金額
	手待ち時間数	時間		分	円以上
減額の特例許可を必要とする理由等				減額率	
平成 年 月 日					
都道府県労働局長 殿		使用者		氏名	
				印	

- 注意
- 表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
 - 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者すべての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。
 - 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
 - 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、実作業の内容及びその頻度、手待ち時間における労働者の状態等を詳細に記入すること。
 - 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
 - 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。
 - 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

「断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

⑤ 「減額の特例許可を受けようとする労働者」

許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入してください。

包括申請の場合には、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付してください。

なお、労働者になる前（採用前）に申請することはできませんので御注意ください。

⑥ 「従事させようとする業務の種類」

減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入してください。

⑦ 「労働の態様」

始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください（欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。）。

⑧ 「実作業時間数と手待ち時間数」

1勤務における実作業時間数と手待ち時間数を記入してください。

⑨ 「減額の特例許可を必要とする理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入してください。

①（ ）内には、個別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に複数の労働者について申請する場合は「包括」と記入してください。

② 「事業の種類」

日本標準産業分類の小分類により記入してください。

③ 「事業場の名称」

法人名又は個人企業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。

④ 「事業場の所在地」

都道府県名から記入してください。

様式第5号(第4条関係)

断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（ ① 個人 ）					
② 事業の種類		③ 事業場の名称		④ 事業場の所在地	
不動産管理業		株式会社霞ヶ関 〇〇支店		東京都千代田区〇〇町1-1-1	
⑤ 減額の特例許可を受けようとする労働者	港 一郎 男 昭和15年10月1日生まれ		⑩ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	東京都最低賃金
	⑥ 従事させようとする業務の種類	寮の管理人業務		最低賃金額	739 円
⑦ 労働の態様		始業時刻午前7時、終業時刻午後12時 休憩午後1時から1時間 作業の詳細は別紙1のとおり。		支払おうとする賃金	⑪ 金額
	⑧ 実作業時間数と手待ち時間数	実作業時間数	7 時間 15 分		⑫ 減 額 率
	手待ち時間数	8 時間 45 分		⑬ 理 由	手待ち時間数の割合や職務の成果等を勘案して別紙2のとおり減額率及び金額を定めた。
⑨ 減額の特例許可を必要とする理由等	労働において、常態として手待ち時間と実作業時間が繰り返され、かつ、手待ち時間が多く、実作業時間が少ないことから。				
平成 20 年 8 月 1 日					
⑭ 東京 労働局長 殿		⑮ 使用者 氏 名		代表取締役社長 千代田 太郎 印	

⑭ 「都道府県労働局長」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出してください。

※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出してください。

⑮ 「使用者」

法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請してください。記名押印または署名してください。

⑩ 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」

許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入してください。したがって、地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を記入してください。

⑪ 「金額」

前ページの4を参考にして定めた支払おうとする賃金を記入してください。

精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を算入しないでください。

⑫ 「減額率」

前ページの3を参考にして定めた減額率を記入してください。

小数点以下が生じた場合には、小数点第2位以下を切捨ててください。

⑬ 「理由」

法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入してください（欄が足りない場合には、別紙に記入して添付してください。）。